各都道府県知事殿

総務大臣(公印省略)

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行について(通知)

地方交付税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第6号)が本日公布され、令和2年4月1日から施行されます。

この法律の趣旨は、下記のとおりですので、御了知の上、貴都道府県内の市区町村にも周知いただくようお願いします。

記

- 一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正
 - 1 地方交付税の総額の特例

令和2年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、令和2年度における法定加算額2,687億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金の活用等による加算額3,500億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額5,000億円、同特別会計借入金利子支払額771億円、平成20年度分、平成21年度分及び平成28年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額のうち令和2年度分の地方交付税の総額から減額することとしている額2,354億8,440万円を控除した額とすること。

- 2 基準財政需要額の算定方法の改正
 - (1) 地域社会の維持・再生に必要となる取組に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として「地域社会再生事業費」を設けること。
 - (2) 幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止の充実、障害者の自立支援の充実、介護保険料の低所得者軽減強化、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策等の充実に要する経費の財源を措置すること。
 - (3) 高等教育の無償化、特別支援教育の充実に要する経費の財源を措置すること。
 - (4) 森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を充実すること。
 - (5) 会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の財源を措置する

こと。

- (6) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (7) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。
- 3 基準財政収入額の算定方法の特例

令和2年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の100分の75の額を加算する特例を設けること。

- 4 特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例 令和2年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算 定に関し、必要な特例措置を設けること。
- 5 震災復興特別交付税に関する特例
 - (1) 震災復興特別交付税に充てるため、令和2年度分の地方交付税の総額に3,423億4,901万2千円を加算すること。
 - (2) その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設けること。
- 6 その他所要の改正
- 二 地方財政法の一部改正
 - 1 公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を5年 間延長すること。
 - 2 令和 2 年度から令和 4 年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとすること。
 - 3 令和2年度から令和6年度までの間に限り、地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるため、第5条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができることとすること。
 - 4 その他所要の改正
- 三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正
 - 1 交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置に関する規定を設けること。
 - 2 その他所要の改正